

最高裁秘書第4166号

平成29年10月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

7月6日付け（同月10日受付，最高裁秘書第3175号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法研修所の教官名簿のうち，生年月日及び出身大学の記載があるもの（平成29年2月2日から平成29年6月30日までの日付を基準日とするもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。